

佐賀県告示第 424 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 30 年 11 月 2 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
佐野歯科・矯正歯科クリニック	佐賀市久保田町大字徳万 173 番地 1	平成 30 年 6 月 1 日
志波歯科医院診療所	佐賀市東与賀町大字下古賀字二本杉 1070 番地 9	平成 30 年 7 月 1 日
医療法人カミヤいちばんがせクリニック	伊万里市大坪町甲 2350 番地 84	〃
なかふさ皮膚科クリニック	杵島郡白石町大字福吉 1835 番地 1	〃
小林耳鼻咽喉科クリニック	佐賀市中の小路 7 番 30 号	〃